

港湾局川崎港管理センター職員安全衛生委員会要綱

平成20年4月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、港湾局川崎港管理センター職員の労働安全衛生に関する事項を調査審議し、安全管理及び衛生管理の円滑な推進を図るため、川崎市職員安全衛生管理規則（平成18年川崎市規則第27号。以下「市規則」という。）第9条第3項の規定に基づき、安全衛生委員会の設置について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 市規則第9条第2項の規定により、港湾局川崎港管理センターに港湾局川崎港管理センター職員安全衛生委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事項を担う。

- (1) 職員の健康保持増進に関すること
- (2) 労働災害防止及び職員の安全に関すること
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムに関すること
- (4) 職場の安全衛生と環境整備に関すること
- (5) 安全衛生計画に関すること
- (6) その他安全衛生上必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長その他の委員で組織する。

2 委員会は18名の委員をもって構成する。

3 委員長は、川崎港管理センター所長をもって充てる。

4 副委員長は、川崎市職員労働組合港湾支部（以下「港湾支部」という。）から推薦を受けた者をもって充てる。

5 委員のうち、委員長を除く委員の半数については、港湾支部が推薦した者とする。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長の職務）

第5条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の招集）

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、又は委員の定数の3分の1以上の者から請求があるときに、委員長がこれを招集する。

（会議）

第7条 委員会は、委員の総数の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（小委員会）

第8条 本組織の下に、委員長の命により小委員会を設置することができる

2 小委員会の委員は、若干名とし、委員長の指名する者をもって充てる。

(委員でない者の出席)

第9条 委員会又は小委員会は、必要があるときは、産業医、関係職員その他の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、港湾局川崎港管理センター港湾管理課庶務班に置く。

2 事務局は、委員会の事務に従事し、委員会の記録を行う。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。